

# 審理員候補者名簿

令和2年4月1日

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

指名の順位	所 属 等
1	総務部総務課課長
2	総務部総務課の職にあった者で課長又は次長等の職にある者
3	課長又は次長等の職にある者